

定める額

ア	100分の25	12,000円
イ	100分の23	11,000円
ウ	100分の20	10,000円
エ	100分の18	9,000円
オ	100分の16	8,000円
カ	100分の14	7,000円
キ	100分の12	6,000円
ク	100分の10	4,000円
ケ	100分の8	4,000円

- (2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円

イ 5号給 10,000円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

- (3) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000円

イ 4号給及び5号給 10,000円

ウ 2号給及び3号給 8,000円

エ 1号給 6,000円

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「一般職員給与条例第15条の6第4項において準用する場合」の次に「並びに熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第2号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用される場合」を加え、同条第2項中「県立学校給与条例第17条第4項において準用する場合」の次に「及び任期付職員条例第6条第2項の規定により読み替えて適用される場合」を、「ただし、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員」の次に「（任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員並びに任期付研究員条例第4条第1項に規定する第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を除く。）」を加える。

第4条の4を次のように改める。

第4条の4 一般職員給与条例第15条の5第5項の管理又は監督の地位にある職員は、第4条の2第1号及び第2号に規定する職員以外の職員で、次に掲げる職員とする。

- (1) 熊本県職員の管理職手当に関する規則の規定による管理職手当の支給割合が100分の25、100分の23、100分の20又は100分の18と定められている職にある職員（人事委員会の定める職員を除く。）のうち第4条の2第3号アからオまでに掲げる職員

- (2) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）

- (3) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（3号給以下の号給を受ける職員を除く。）

2 一般職員給与条例第15条の5第5項の給料月額に乘じる割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当の支給割合が100分の25と定められている職にある職員については100分の25とし、100分の23と定められている職にある職員については100分の20とし、100分の20又は100分の18と定められている職にある職員については100分の15とする。

- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる職員のうち人事委員会の定める職員 100分の25

- (3) 前項第2号及び第3号に掲げる職員のうち前号の人事委員会の定める職員以外の職員 100分の15